

平成 22 年 4 月 5 日

日本 LP ガス団体協議会

会長 古菌 雅英 様

特定非営利活動法人 キャンパー
代表理事 飯田 芳幸

「LP ガスボンベ充填拒否問題」 「災害に強い LP ガス」 「災害に使えない LP ガス」

NPO 法人キャンパーは、2004 年 10 月、新潟県中越地震での炊き出し活動をきっかけに組織され、その社員達は、以前より趣味のキャンピングカー用調理燃料として LP ガスを使用してきました。

2007 年 3 月能登半島地震、同年 7 月中越沖地震においても、LP ガスは炊き出しに不可欠な燃料であり、特に我々が活動した柏崎市松波地区では、都市ガス利用地帯の為、持ち込んだ LP ガスボンベの利便性がいかんなく発揮されました。

災害時はもとより、防災訓練、趣味の屋外活動等のライフラインとして、LP ガスボンベに充填された LP ガスは大変貴重なもので有ると我々も認識しております。

しかしながら現在、日本全国の多くの質量販売店において、持込 LP ガスボンベは充填拒否を受けています。

この事は、屋外活動を趣味とする我々だけの問題ではなく、各地で組織される自治会、自主防災組織、学校等の防災訓練にも影響があり、結果として「災害に使えない LP ガス」になることを危惧しております。

屋外使用を前提とする炊き出し、キャンピングカー等が、日本全国の何処でも LP ガスを簡単に充填できるようになり、真の「災害に強い LP ガス」となるよう、ご理解とご協力を切望いたします。

【問題点の整理】

1. 2004 年以前、キャンピングカー等は、規制 16 条第 3 号「屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合」に該当し、販売事業者の接続義務を伴わない解釈で、質量販売されていた。
2. 2004 年頃から多発した質量販売による事故事例を受け、販売店へ行政指導が入った。
 - ① 取引開始時の周知文書の徹底
 - ② 質量販売用の周知文書の徹底
 - ③ 質量販売台帳整備の徹底
 - ④ 質量販売先に対する配管接続及び保安業務の確実な実施の徹底
 - ⑤ 販売先への地理的条件（30 分規制）
3. 販売者責任を問われる行政指導の中、質量販売店は、採算的にも釣り合わない質量販売より撤退する方向に動いた。
4. この延長線上に「災害に使えない LP ガス」になることを危惧し、屋外使用を前提とする炊き出し、キャンピングカー等が、日本全国の何処でも LP ガスを充填できる事を切望する。